

平成25年度運用状況 目次

情報公開制度

情報公開制度の運用状況

1	情報公開請求の概要	1
2	公開手数料等の歳入	3
3	情報公開請求件数	5
4	情報公開請求の所管別内訳	6
5	情報公開請求の状況	7
6	情報公開不服申立て一覧	40

情報公開運営審議会の状況

1	情報公開運営審議会委員	42
2	審議会の開催内容	43

	情報コーナーでの刊行物販売	44
--	---------------	----

個人情報保護制度

個人情報保護制度の運用状況

1	個人情報保護制度の概要	46
2	写しの作成費用等の歳入	48
3	個人情報保護に関する条例運用状況	48
(1)	個人情報に係る業務の新規届出	48
(2)	個人情報に係る業務の変更・廃止届出	49
(3)	個人情報に係る本人以外収集の諮問	50
(4)	個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問	50
(5)	個人情報に係る目的外利用の諮問	51
(6)	個人情報に係る外部提供の諮問	52
(7)	通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問	52
(8)	請求受付件数	53
(9)	請求に対する決定	53
(10)	不服申立て件数	53
(11)	不服申立てによる決定件数	53

(12) 外部委託処理に係る諮問	54
4 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数	56
5 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳	57
6 個人情報の開示・訂正等請求の状況	58

個人情報保護運営審議会の状況

1 個人情報保護運営審議会委員	74
2 審議会の開催内容	74

情報公開・個人情報保護不服審査会

情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

1 情報公開・個人情報保護不服審査会委員	76
2 審査会の内容	76
3 諮問等の状況	77
4 答申の状況	77

平成25年度個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の概要

東村山市個人情報保護に関する条例は、個人の人格的権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。

平成25年度の個人情報開示等請求数は35件で、前年度の28件から7件増えました。今年度の請求の3割弱が「自分の住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書を自分以外の誰かが取得していないか調べてほしい」というものでした。

(1) 個人情報(条例第2条第1号)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人が識別され又は識別され得るものであり、実施機関が保有する公文書に記録されたものをいいます。

「個人に関する情報」とは、住所、氏名、性別、生年月日はもとより職業、電話番号、国民年金手帳や国民健康保険証の番号、個人の思想・信条、身体的特性、健康状態、成績、財産、収入状況、家族状況など個人の属性に関する全ての情報が該当します。

(2) 個人情報を取り扱う市の実施機関(条例第2条第3号)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の各機関が条例上の実施機関です。

(3) 個人情報の収集制限と届出制度(条例第5条～第6条)

直接収集の原則

個人情報の収集をするときは、本人から直接収集することが原則となっています。

必要最小限の収集

個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、法令等に基づく届出、申告等必要最小限の範囲で、適法かつ公正に収集することになっています。

要注意情報の収集禁止

宗教等に関する個人情報、表現の自由に関する個人情報、社会的身分に関する個人情報、犯罪及び懲罰に関する個人情報、その他個人的な秘密を侵すおそれのあるものは、原則として収集できません。

業務の届出

実施機関が新たに個人情報に係る業務を開始しようとするときは、業務の名称、開始年月日、利用目的、対象となる個人の範囲、記録項目、保存方法、保存期間を市長に届け出て承認を得なければなりません。市長は届出を承認したときは個人情報保護運営審議会に報告し、告示及び総務課情報公開係で公表することになっています。

(4) 個人情報の利用等の制限(条例第7条・第9条・第10条・第22条)

目的外利用及び外部提供の制限

個人情報は、原則として本来の収集目的以外で利用することはできません。目

外的利用ができるのは、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、法令等に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由があるとき等に限られます。

市の実施機関以外への情報提供も、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、本人の生命等に対する危機回避の必要があるとき、国・独立行政法人等への提供で、法令に定める事務の遂行に必要な限度で利用されるとき等を除き行うことができません。

電子計算機による事務処理の禁止

個人の思想、信条、差別の原因となる情報、犯罪及び懲罰に関する情報といった個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報、電子計算機処理ができません。

通信回線による電子計算機の結合による外部提供の制限

通信回線に電子計算機を結合して個人情報を外部提供するときは、法令に特別な定めがあるとき、本人の同意を得たときを除き、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければなりません。

外部委託の制限

個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、あらかじめ委託内容や条件について運営審議会の意見を聴くことが必要で、契約の際には個人情報保護のために必要な措置(契約書に秘密保持義務、第三者への情報提供禁止規定を盛り込む等)を講じなければなりません。

受託者に対しては、受託した業務の個人情報を市の許可なく複製・加工等をしてはならないほかに、受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用してはならないことを規定しています。

(5) 自己情報に関するコントロール権(条例第11条・第12条・第13条・第14条)

市民は、市が保有している自己に関する情報に関して次の請求権が認められています。請求は総務課情報公開係で受け付けます。

開示の請求

自己に関する情報の開示請求をすることができます。

訂正の請求

自己に関する情報に誤りがあるときは、訂正請求をすることができます。

消去の請求

自己に関する情報が、条例第6条の規定による収集の制限を超えて収集されたときは、消去請求をすることができます。

目的外利用及び外部提供の中止の請求

自己に関する情報が、条例第7条の規定に基づかずに目的外利用又は外部提供されたときは、目的外利用又は外部提供の中止請求をすることができます。

(6) 救済措置(条例第19条)

自己情報の開示、訂正、消去及び目的外利用・外部提供の中止の各請求に対する市の決定について不服のある場合は、実施機関に対して行政不服審査法に基づく不

服申立てを行うことができます。

不服申立てがあった場合、実施機関は第三者機関である情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

2 写しの作成費用等の歳入

条例第18条により、個人情報の開示に係る手数料は無料となります。写しの作成及び送付に要する実費徴収額として、請求者から納付された金額は下記のとおりです。

写しの作成及び送付に要する実費として納付された額

種 別	金額(円)
作成費用 (白黒コピーでA3まで1枚10円。その他のサイズは作成代の実費)	3,410
送付費用(郵送代の実費)	0
合 計	3,410

3 個人情報保護に関する条例運用状況

(1) 個人情報に係る業務の新規届出(条例第5条第1項) 4件

No.	事業の名称	業務開始年月日	所管課名
1	まちづくりの計画検討に関する業務	平成25年11月1日	まちづくり推進課
2	駅周辺のまちづくりに関する業務	平成25年11月1日	まちづくり推進課
3	先天性風しん症候群対策ワクチン接種業務	平成25年5月8日	子育て支援課
4	災害時等要援護者台帳整備事業	平成24年4月1日	地域福祉推進課

(2) 個人情報に係る業務の変更・廃止届出(条例第5条第2項)

5件

No.	事業の名称	個人情報の利用目的・ 記録対象者の変更	追加された 記録項目	廃止された 記録項目	変更・廃止の理由	変更・ 廃止 年月日	所管 課名
1	子宮頸がん予防ワ クチン接種業務				予防接種業務への移 行に伴う廃止	廃止 H25.4.1	子育て 支援課
2	インフルエンザ菌 b型(ヒブ)ワク チン接種業務				予防接種業務への移 行に伴う廃止	廃止 H25.4.1	子育て 支援課
3	小児肺炎球菌ワク チン接種業務				予防接種業務への移 行に伴う廃止	廃止 H25.4.1	子育て 支援課
4	東村山市地域福祉 推進事業				事業について一定の 役割を終えたため	廃止 H21.3.31	地域福 祉推進 課
5	予防接種業務		公的扶助、職業 (医師)	職業職歴、 学歴、資格	子宮頸がん予防・イン フルエンザ菌b型(ヒ ブ)・小児肺炎球菌ワク チンの定期予防接種化 に伴う「予防接種業務」 への統合	変更 H25.4.1	子育て 支援課

(3) 個人情報に係る本人以外収集の諮問(条例第6条第1項第5号)

1件

No.	諮問件名	収集する個人情報	収集する理由	収集する相手	諮問年月日	答申	所管課名
1	臨時福祉給付金等支給に係る施設入所児童等の情報共有(個人情報の収集・外部提供・目的外利用)	入所者の氏名、性別、生年月日、入所・退所等年月日、措置等自治体名、施設所在地の市区町村名、住民票所在地の市区町村名、子である児童が同一施設に入所しているか否か、給付金の支給決定状況、給付金加算措置の対象となる年金・手当等の受給の有無、入所者の属する世帯が市町村民税非課税世帯か否か	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金は、住民票所在地の市区町村からの支給が原則である。しかし、特定施設に入所又は里親に委託されている19歳未満の児童等については、施設所在地の市区町村から本人名義口座に臨時福祉給付金等を支給する特例が適用される。住民票所在地市区町村との二重払い等を防ぐために、市区町村間で入所児童等の氏名・生年月日・入退所年月日等の情報をやり取りし、情報共有する。	施設入所児童等の措置等自治体、住民票所在地の市区町村、施設所在地の市区町村の間で情報をやり取りする。	H26.3.6	可	東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部

(4) 個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問(条例第6条第2項)

0件

(5) 個人情報に係る目的外利用の諮問(条例第7条第1項第4号)

1件

No.	諮問件名	利用する個人情報	目的外利用をする理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	臨時福祉給付金等支給に係る施設入所児童等の情報共有(個人情報の収集・外部提供・目的外利用)	入所者の氏名、性別、生年月日、入所・退所等年月日、措置等自治体名、施設所在地の市区町村名、住民票所在地の市区町村名、子である児童が同一施設に入所しているか否か、給付金の支給決定状況、給付金加算措置の対象となる年金・手当等の受給の有無、入所者の属する世帯が市町村民税非課税世帯か否か	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金は、住民票所在地の市区町村からの支給が原則である。しかし、特定施設に入所又は里親に委託されている19歳未満の児童等については、施設所在地の市区町村から本人名義口座に臨時福祉給付金等を支給する特例が適用される。住民票所在地市区町村との二重払い等を防ぐために、市区町村間で入所児童等の氏名・生年月日・入退所年月日等の情報をやり取りし、情報共有する。	H26.3.6	可	東村山市 臨時福祉給付金事業等実施本部

(6) 個人情報に係る外部提供の諮問(条例第7条第2項第6号)

1件

No.	諮問件名	提供先	外部提供する個人情報	外部提供理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	臨時福祉給付金等支給に係る施設入所児童等の情報共有(個人情報の収集・外部提供・目的外利用)	施設入所児童等の措置等自治体、住民票所在地の市区町村、施設所在地の市区町村の間で情報をやり取りする。	入所者の氏名、性別、生年月日、入所・退所等年月日、措置等自治体名、施設所在地の市区町村名、住民票所在地の市区町村名、子である児童が同一施設に入所しているか否か、給付金の支給決定状況、給付金加算措置の対象となる年金・手当等の受給の有無、入所者の属する世帯が市町村民税非課税世帯か否か	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金は、住民票所在地の市区町村からの支給が原則である。しかし、特定施設に入所又は里親に委託されている19歳未満の児童等については、施設所在地の市区町村から本人名義口座に臨時福祉給付金等を支給する特例が適用される。住民票所在地市区町村との二重払い等を防ぐために、市区町村間で入所児童等の氏名・生年月日・入退所年月日等の情報をやり取りし、情報共有する。	H26.3.6	可	東村山市 臨時福祉 給付金事 業等実施 本部

(7) 通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問(条例第10条第3号)

0件

(8)請求受付件数(条例第11条第1項、第12条、第13条、第14条) 39件

個人情報の開示等の請求	39件
同 訂正の請求	0件
同 消去の請求	0件
同 目的外利用・外部提供中止の請求	0件

(9) 請求に対する決定(条例第16条) 39件

開示件数	17件
部分開示件数	10件
非開示件数(個人情報不存在を含む)	10件
存否応答拒否件数	0件
却下件数	1件
取下げ件数	1件

(10)不服申立て件数(条例第19条第1項) 0件

(11)不服申立てによる決定件数(条例第19条第2項) 0件

(12)外部委託処理に係る諮問(条例第22条第1項)

6件

No.	諮問件名	委託先	委託内容	諮問年月日	答申	所管課名
1	病児・病後児保育事業業務委託	公益社団法人 東京都保健医療 公社 多摩北部 医療センター	病中又は病気の回復期にあり集団保育は困難だが入院は必要ない子どもを、病児・病後児専用の保育施設で預かる業務を、公益社団法人 東京都保健医療公社 多摩北部医療センターに委託する。	H25.10.24	可	子ども育成課
2	東村山ふるさと歴史館データベース移行及び改修業務委託	株式会社セルコ	歴史館の収蔵資料及び文化財に関する新たなデータベースシステムを構築し、既存データベースからのデータ移行、新規データの入力等を行う業務を(株)セルコに委託する。	H25.10.24	可	ふるさと 歴史館
3	子ども・子育て支援新制度施行に伴う新制度対応版パッケージシステムの導入及び保守管理業務委託	株式会社日本システムブレーンズ	現行の保育業務システムを子ども・子育て新制度に対応した機能に改修し、対象者データを新サーバーへ移行する業務に加え、改修したシステムの保守管理業務を(株)日本システムブレーンズに委託する。	H25.12.26	可	子ども育成課
4	生活保護受給者金銭管理支援業務委託	中高年事業団や まて企業組合	自身での金銭管理が困難で生活に支障をきたしている被保護者を対象に、本人の同意を得た上で財産管理、家賃・公共料金の支払い代行等を行う業務を中高年事業団やまて企業組合に委託する	H26.2.10	可	生活福祉課

5	国民健康保険海外療養費支給申請書等点検等業務委託	日本システム技術株式会社(諮問時は未定)	国民健康保険被保険者が外国で医療機関を受診した際の医療費の支給(払い戻し)申請について、書類を偽造した架空受診等による不正申請でないかどうかの調査を行う業務を委託する。	H26.2.10	可	保険年金課
6	国民健康保険医療費分析並びにジェネリック医薬品促進通知作成業務委託	株式会社データホライゾン(諮問時は未定)	被保険者のレセプトや健診のデータを分析し、今後、市が疾病予防事業等を展開する際の基礎資料となる医療費分析報告書を作成する業務を委託する。同時にジェネリック医薬品への切り替え勧奨通知の作成・発送業務も委託する。	H26.3.6	可	保険年金課 健康課

4 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

請求件数と決定内容の内訳														
月	請求者数 (年間実人数 の累計)	請求数 (注1)	請求件数 (注2)	開示	部分開示	非開示 (注3)	個人情報の 不存在	存否応答 拒否	開示請求 の却下 (注4)	訂正・消去・ 中止の承諾	訂正・消 去・ 中止の拒 否	検討中 (注5)	取下げ	その他
4月	5	5	5	4			1							
5月	6	1	3	1	1		1							
6月	8	2	2	1	1									
7月	12	6	6	3	1		2							
8月	13	3	3	1	1		1							
9月	14	2	2	1	1									
10月	15	1	1		1									
11月	18	3	4	2	2									
12月	19	2	2	1									1	
1月	21	2	2	1			1							
2月	25	4	5	1	1		2		1					
3月	29	4	4	1	1		2							
合計	-	35	39	17	10	0	10	0	1	0	0	0	1	0
比率(%)	-	-	100%	43.6%	25.6%	0.0%	25.6%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%

(注1) ()内は、訂正・消去・中止請求件数の内書き。

(注2) 請求書1枚で複数の課に対して個人情報開示等の請求ができるため、請求数と異なる場合があります。

(注3) 請求のあった個人情報は存在するが、条例第11条の2各号に該当し非開示としたもの。

(注4) 請求者の要件を満たしていないことにより請求却下としたもの。

(注5) 月末時点において開示決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

5 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)		
議会	議会事務局		0.0%		
市長	会計課		0.0%		
	秘書課		0.0%		
	経営政策部	施設再生計画担当		0.0%	
		企画政策課		0.0%	
		行政経営課		0.0%	
		広報広聴課		0.0%	
		財政課		0.0%	
		情報政策課		0.0%	
		総務部	総務課		0.0%
			人事課	1	2.6%
	管財課			0.0%	
	契約課			0.0%	
	市民部	法務課		0.0%	
		市民課	17	43.5%	
		市民協働課		0.0%	
		生活文化課		0.0%	
		課税課	3	7.7%	
		納税課	1	2.6%	
		産業振興課	1	2.6%	
		防災安全課		0.0%	
	健康福祉部	地域福祉推進課		0.0%	
		生活福祉課	5	12.8%	
		高齢介護課	5	12.8%	
		障害支援課	3	7.7%	
		健康課		0.0%	
		保険年金課		0.0%	
	子ども家庭部	子ども総務課		0.0%	
		子育て支援課	1	2.6%	
		子ども育成課		0.0%	
		児童課		0.0%	

実施機関	所管名	件数	比率(%)		
市長	資源循環部	管理課		0.0%	
		ごみ減量推進課		0.0%	
		施設課		0.0%	
	都市環境部	都市計画課		0.0%	
		用地・事業課		0.0%	
		みどりと環境課		0.0%	
		道路管理課		0.0%	
		下水道課		0.0%	
		まちづくり推進課		0.0%	
		交通課		0.0%	
		教育委員会	教育部	庶務課	
学務課				0.0%	
指導室				0.0%	
(学校)	小学校				0.0%
	中学校				0.0%
教育支援課	2			5.1%	
社会教育課				0.0%	
市民スポーツ課				0.0%	
国体推進室				0.0%	
図書館				0.0%	
公民館				0.0%	
ふるさと歴史館				0.0%	
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局				0.0%
農業委員会	農業委員会事務局				0.0%
監査委員	監査委員事務局		0.0%		
固定資産評価審査委員会			0.0%		
合計		39	100.0%		

6 個人情報の開示・訂正等請求の状況

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
1	H25.4.2	請求者の印鑑登録証明書を請求者以外の者に交付した記録(H25.1.2からH25.4.2の期間)	H25.4.11	非開示 (個人情報の不存在)	写しの交付		該当記録が存在しないため (請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	市民課	
2	H25.4.2	請求者の印鑑登録証明書を請求者以外の者に交付した記録(H22.4.1からH25.4.2の期間)	H25.4.19	開示	写しの交付	請求者本人の印鑑登録証明書交付記録(期間: H22.4.1からH25.4.2)		市民課	長期間の証明書交付記録を調査することにより、相当な時間と労力を要するため、H25.5.2まで期間延長
3	H25.4.4	請求者の身体障害者手帳取得時の医師の診断書	H25.4.16	開示	写しの交付	東京都心身障害者福祉センター多摩支所 医師記載(H14.9.25付) 身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用)		障害支援課	受付した請求書は請求者の父親が代筆したもの
4	H25.4.9	請求者の妹の下記書類・愛の手帳取得時の判定書	H25.4.18	開示	写しの交付	ア.判定書(愛の手帳交付用)(6歳～17歳児童) 18小児相第18-10号 H18.8.24付東京都小平児童相談所所長 松沢雄一通知 イ.判定書(愛の手帳交付用)(18歳以上成人) 23心福多申第79号 H23.5.10付東京都心身障害者福祉センター所長 入谷清美通知		障害支援課	任意代理人(姉)による請求

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
5	H25.4.30	請求者の住民票及び戸籍にアクセスした記録(市に保存してある期間すべて)	H25.5.13	開示	写しの交付	請求者の住民票及び戸籍データにアクセスした記録一覧 (アクセス日時、職員名、職員所属課名、アクセスしたシステム画面の業務名) 住民票・戸籍ともにアクセスログは3年間保存のため、調査期間はH22.5.1からH25.4.30		市民課	請求内容の記録を調査するにつき、相当な時間と労力を要するため、H25.6.28まで期間延長
6	H25.5.16	請求者の子の下記書類 1. 愛の手帳の判定書 2. 幼児相談の記録 3. 教育相談の記録	H25.5.28	部分開示	写しの交付	幼児相談個人票	「相談日ごとの相談内容の記録」は保存年限10年が経過し廃棄済のため不存在	子育て支援課	法定代理人(親権者)による請求
			H25.5.24	開示	写しの交付	ア、判定書(愛の手帳交付用)(6歳~17歳児童)第30-8号H21.7.23付東京都小平児童相談所所長 栗原博通知 イ、判定書(愛の手帳交付用)(18歳以上成人)25心福多申第44号H25.4.11付東京都心身障害者福祉センター所長 高木真一通知		障害支援課	
			H25.5.27	非開示(個人情報の不存在)			平成18年度に教育相談にみえているが、「教育相談の記録」は保存年限5年が経過し廃棄済のため不存在	教育支援課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
7	H25.6.14	請求者の母の介護保険の書類(要介護度のわかるもの。H21年1月以降のもの全て)	H25.6.20	開示	写しの交付	ア、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(H20.12.19付) イ、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(H21.6.10付) ウ、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(H21.12.4付) エ、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(H22.6.15付) オ、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(H24.5.23付) カ、介護保険要介護状態区分変更通知書(H24.7.12付)		高齢介護課	遺族(子)による請求
8	H25.6.25	請求者の母方の祖母の介護認定に関する書類一式(医師の診断書、認定調査票、認定結果通知書)どこの事業所を利用していたのかわかるもの介護給付実績がわかるもの(どのくらいサービスを使っていたか)	H25.6.26	開示	写しの交付	請求者の祖母に係る要介護認定状況一覧(回答書)		高齢介護課	遺族(孫)による請求 部分開示1件として計上
			H25.7.8	部分開示	写しの交付	請求者の祖母に係る介護保険のサービス内容や利用事業所等についての実績(平成15年5月から平成17年4月までのもの)	「介護保険認定調査における主治医意見書及び介護認定調査票」は保存年限5年が経過し廃棄済のため不存在		

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
9	H25.7.12	請求者の母の介護保険利用履歴(福祉用具の給付及び利用履歴と住宅改修の利用履歴、市が保管しているもの全て)	H25.7.24	開示	写しの交付	請求者の母の介護保険サービス利用履歴(市で保管しているもの全て)		高齢介護課	遺族(子)による請求
10	H25.7.12	請求者宅の浴室の暖房乾燥機と保温機能付風呂釜のリフォームに係る工事の総額と、市からの補助金額がわかる書類一式	H25.7.24	非開示(個人情報の不存在)			東村山市住宅修改善補助制度(H15年度開始)に請求者の父又は祖母の名前で申請が出されていたか調査したが、申請していないため個人情報不存在 東村山市住宅修改善資金融資あっ旋及び利子の一部補給事業(の前身として実施されていた事業でありH14年度に廃止)については、申請書類の保存年限5年が経過し廃棄済のため不存在	産業振興課	遺族(孫)による請求
11	H25.7.22	請求者の住民票の写しを交付した記録(H25.7.14からH25.7.22の期間)	H25.7.23	開示	写しの交付	請求者本人の住民票の写しの交付記録(期間:H25.7.14からH25.7.22)		市民課	H25.7.14に請求者は保険証、携帯電話、免許証を紛失。その後請求者以外が不正に住民票の交付申請をしていることがわかった。H25.7.22から請求者の住民票の交付を停止している。

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
12	H25.7.23	請求者の住民票の写しを交付した記録(H25.4.16からH25.7.13の期間)	H25.7.29	非開示(個人情報不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に住民票の写しの交付なし)	市民課	No.11と同じ請求者。もう少し遡って調べたいとのこと
13	H25.7.29	請求者の世帯の生活保護にかかる次の文書等(期間:H24年2月からH25年5月) 1. 面接記録票、保護台帳、保護決定調書、保護金品支給台帳、生活指導記録票、ケース記録票 2. 受付簿、保護申請処理簿、医療券交付処理簿 3. 保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書、保護変更申請書、給与明細書、生業計画書、(保護)辞退届、求職活動状況報告書、就労状況明細報告書等 4. その他請求者が作成または提出した一切の文書等	H25.8.12	部分開示	写しの交付	請求者世帯の生活保護にかかる以下の文書等(期間:H24年2月からH25年5月) ア、面接記録票 イ、世帯台帳 ウ、保護決定調書 エ、ケース記録票 オ、受付簿 カ、申請受理簿 キ、医療券交付処理状況表 ク、保護申請書 ケ、資産申告書 コ、収入・無収入申告書 サ、同意書 シ、給与明細書 ス、請求者が提出した一切の文書の写し	「申請受理簿及び医療券交付処理状況表中の開示請求者以外の個人に関する情報」は、開示することにより請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、東村山市個人情報保護に関する条例(以下条例)第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示 「保護金品支給台帳、生活指導記録票、求職活動状況報告書、就労状況明細報告書」は東村山市生活保護法施行規則上作成が義務付けられておらず、作成していないため非開示 「保護変更申請書、生業計画書、保護辞退届」は必要に応じて開示請求者が記載して市に提出するものである。これまで提出がなく文書が存在しないため非開示	生活福祉課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
14	H25.7.31	請求者と請求者の子どもの住民異動届	H25.8.2	開示	写しの交付	請求者及び請求者の子の住民異動届		市民課	昨年も同じ請求者から同一内容の請求あり
15	H25.8.12	請求者の母が生前に印鑑登録をしたかどうかわかる書類	H25.8.19	開示	写しの交付	請求者の母に係る印鑑登録状況		市民課	遺族(子)による請求
16	H25.8.26	請求者世帯の生活保護に係る医療扶助決定調書、医療扶助台帳、その他医療扶助に関する一切の文書	H25.9.20	部分開示	写しの交付	請求者世帯の生活保護に係る以下のもの ア、医療要否意見書 (H24年11月分) イ、診療報酬明細書 (レセプト。H24年4月からH25年5月分)	「医療扶助決定通知書」は東村山市生活保護法施行規則上、作成が義務付けられておらず、作成していないため不存在	生活福祉課	開示対象文書のなかにレセプトがあり、主治医にレセプトを開示して診療上支障がないか照会するため、H25.9.24まで期間延長 「医療扶助台帳」はH25.8.12に開示した医療券交付処理状況表がこれにあたるため、請求者の了解のもとで今回の開示対象文書から除外した。

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
17	H25.8.28	請求者の印鑑登録証明書の交付記録(H20.4.1からH20.9.30の間)	H25.8.29	非開示(個人情報の不存在)			「請求期間の印鑑登録証明書交付申請書」は、保存年限3年が経過し廃棄済のため不存在	市民課	
18	H25.9.20	請求者とその配偶者と子どもが市内(富士見町から本町)へ転居した際の転居届	H25.9.25	部分開示	写しの交付	請求者並びに請求者の子の住民異動届	「請求者の夫の住民異動届」は条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示	市民課	
19	H25.9.24	請求者の子どもに関する以下の書類 1.聞き取り内容全て(H25.7.30分) 2.子どもの知能テスト(H25.8.16とH25.8.27分) 3.学校に様子を見にきたときの書類全て(H25.9.3分) 4.相談にきたときのもの全て(H25.9.13分) 以上親と関わって話して記録した全ての書類	H25.10.8	開示	写しの交付	ア、教育相談申込書(H25.7.30記入) イ、H25.7.30、H25.8.27、H25.9.3、H25.9.13 相談資料 ウ、WISC-IV (ワークブック1、ワークブック2、記録用紙) (H25.8.16検査のもの) エ、検査結果のご報告(H25.8.27)		教育支援課	

No	請求 年月日	請求内容	決定 年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした 部分と理由	所管課	備 考
20	H25.10.2	<p>・H24.10.6からH24.10.31までに作成された請求者の父親に関する書類のうち、請求者の署名があるもの及び請求者が作成したもの(生活保護に関する書類)</p> <p>・H24.10.6からH24.10.31までに作成された請求者の父親の生活保護に関する書類すべて</p>	H25.10.11	部分開示	写しの交付	<p>1、H24.10.6からH24.10.31までの間の作成日付で、請求者の署名がある書類又は請求者作成の書類 ア、保護申請書 イ、年金加入状況確認調書 ウ、同意書 エ、委任状 オ、収入・無収入申告書 カ、資産申告書 キ、調査書 ク、扶養調査書 ケ、生活歴報告書 コ、年金請求書の受付控え サ、通帳、運転免許証、介護保険料督促状等のコピー シ、請求者から生活保護担当職員あての手紙</p> <p>2、H24.10.6からH24.10.31までの間の作成日付で市が作成・保管している請求者の父親の生活保護に関する書類 ス、申請受理簿 セ、相談一係からケースワーカーへの引継票 ソ、世帯台帳 タ、面接記録票 チ、査察指導員との援助方針一覧 ツ、保護開始記録 テ、他法・他施策の活用</p>	<p>ス、ネ、ノの文書について「開示請求者以外の生活保護受給者の氏名等が記載された部分」は、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示</p> <p>ツ、トの文書について「開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分」は、当該部分に含まれる氏名等の記述により特定個人を識別できるため、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示</p> <p>ネの文書について「行員個人の印影」は条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示 「法人の代表者印影」は条例第11条の2第3号法人情報に該当し非開示</p>	生活福祉課	任意代理人(子)による請求。H25.10.4に請求者の父親が情報コーナーへ来庁し、請求者に自分の個人情報を開示することへの同意書を提出したため、開示を決定したものの

No	請求 年月日	請求内容	決定 年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした 部分と理由	所管課	備 考
						ト、ケース記録 ナ、保護開始決定通知書、保護変更決定通知書 ニ、保護決定調書 ヌ、生活保護法第29条に基づく調査伺 ネ、調査先一覧表兼調査依頼回答状況表と調査回答書護 ノ、医療券交付処理状況表 ハ、診療報酬明細書 (平成24年10月分)			

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
21	H25.11.11	請求者の戸籍と住民票の写しを請求者以外に交付した記録全て	H25.11.18	部分開示	閲覧	請求者本人の戸籍に関する証明書等の申請書(H22.9.1付のもの2通、H25.8.1付のもの1通)	<p>「請求者本人の住民票の写しの交付記録」は該当記録が存在しないため非開示(請求期間内に住民票の写しの交付なし)</p> <p>H22.9.1付の戸籍に関する証明書等の申請書について 「証明書が必要な方の氏名、請求者の住所・氏名・電話番号、筆頭者と請求者の関係、窓口に来た方の住所・氏名・生年月日、請求者との関係」は、当該部分に含まれる氏名等の記述により特定個人を識別できるため、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示</p> <p>「請求理由」はそれ自体により開示請求者以外の個人を特定することはできないが、他の情報と照合することにより特定個人を識別できるおそれが強いいため、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示</p>	市民課	

No	請求 年月日	請求内容	決定 年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした 部分と理由	所管課	備 考
							H25.8.1付の戸籍に関する 証明書等の申請書について 「証明書が必要な方の氏 名・生年月日、請求者の住 所・氏名・生年月日・電話 番号、筆頭者と請求者の関 係」は、当該部分に含まれ る氏名等の記述により特定 個人を識別できるため、条 例第11条の2第2号「開示 請求者以外の個人に関す る情報」に該当し非開示 「請求理由」はそれ自体に より開示請求者以外の個人 を特定することはできない が、他の情報と照合するこ とにより特定個人を識別で きるおそれが強いいため、条 例第11条の2第2号「開示 請求者以外の個人に関す る情報」に該当し非開示		
22	H25.11.14	市役所職員が請求者の戸籍 と住民票にアクセスした記録 (市が保管しているもの全て)	H25.12.5	開示	写しの交 付	請求者にかかる住民票及 び戸籍等にアクセスした記 録(H22.11.15から H25.11.14までの期間)		市民課	長期間の証明書交 付記録を調査する ことにより、相当な 時間と労力を要す るため、H25.12.14 まで期間延長

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
23	H25.11.14	請求者が相続権を持つ土地及び建物に係る納税義務者が変更した経緯のわかる書類	H25.11.27	部分開示	写しの交付	ア、H21年度起案 84「相続人代表者指定届提出依頼について」 イ、H21.7.8受付「相続人代表者指定届	「請求者の姉の郵便番号・住所・電話番号・印影、相続人の代表者番号」は条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し非開示	課税課	
		請求者が相続権を持つ土地及び建物に係る固定資産税の支払に関する記録(H21.4.5以降)	H25.11.26	開示	写しの交付	H25.4.5に請求者の母親が死亡した後の所有固定資産税の納付記録		納税課	
24	H25.12.3	請求者の印鑑登録証明書を請求者以外の者に交付した記録(H25.4.1からH25.12.3の期間)	H25.12.9	開示	閲覧	請求者本人の印鑑登録証明書交付記録(期間:H25.4.1からH25.12.3)		市民課	
25	H25.12.6	請求者の母親の入院に係るレセプト(H25.10.23から)						生活福祉課	任意代理人(子)による請求。請求者の母親は入院中のため総務課職員が母親の入院先を訪問し、「請求者にレセプトを開示してよいか」の意思確認をし、同意書に署名を得た。 H25.12.26に母親から請求取下げの申出があった。総務課職員が再度母親に面会し、意思確認の上で取下げとなった。

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
26	H26.1.16	請求者の住民票の写しを交付した記録(H24.1.1からH26.1.16の期間)	H26.1.20	非開示(個人情報不存在)	写しの交付		請求に係る住民票の写しの交付申請書が存在しないため(請求期間の内、H24年1月分からH24年3月分については保存年限1年を経過し廃棄処分済みであり交付申請書不存在。H24年4月分以降は、請求期間内に住民票の写しの交付なし)	市民課	
27	H26.1.27	請求者の母親の入院に関するレセプト(H25.10.23からのもの)	H26.2.10	開示	写しの交付	請求者の母親の入院に関するレセプト(H25年10月診療分)		生活福祉課	任意代理人(子)による請求。母親の入院が継続しているため、期間を二回延長した(一回目の延長はH26.2.17まで、二回目の延長はH26.3.27までである) 開示1件で計上
			H26.2.17	開示	写しの交付	請求者の母親の入院に関するレセプト(H25年11月診療分)			
			H26.3.10	開示	写しの交付	請求者の母親の入院に関するレセプト(H25年12月診療分)			
			H26.3.27	開示	写しの交付	請求者の母親の入院に関するレセプト(H26年1月診療分)			
28	H26.2.18	請求者が提出した地形図の写しの申請書(H25.12.11及びH26.2.25に提出したもの)	H26.2.20	開示	写しの交付	請求者本人がH25.12.11及びH26.2.5に課税課に来庁し提出した「地形図の写しの交付申請書(固定資産関係証明・閲覧等申請書)」		課税課	

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考	
29	H26.2.18	請求者の住民票、戸籍、課税証明書を交付した記録並びに請求者の住民票の閲覧の記録(H25.11.1からH26.2.14の期間)	H26.2.26	開示	写しの交付	請求者本人の住民票の写し、戸籍に関する証明書の交付記録(期間:H25.11.1からH26.2.14)		市民課	部分開示1件で計上	
			H26.2.26	非開示(個人情報の不存在)				「住民票の閲覧記録」については、請求期間内に閲覧申請が出されていないため不存在		
			H26.2.20	非開示(個人情報の不存在)				該当記録が存在しないため(請求期間内に課税・非課税証明書の交付なし)		課税課
30	H26.2.24	請求者の子の住民票と戸籍の写しを請求者以外の者に交付した記録(H25.12.1からH26.2.24の期間)	H26.3.3	非開示(個人情報の不存在)	閲覧		該当記録が存在しないため(請求期間内に住民票の写し及び戸籍に関する証明書の交付なし)	市民課	親権者(母)による請求	
31	H26.2.27	請求者の縁者の介護の認定調査票及び主治医意見書	H26.3.6	請求却下	写しの交付			高齢介護課	請求者が、開示請求の対象である本人から開示請求に関する委任を受けた代理人であることを確認できないことから、請求者の要件を満たしていないため請求却下とした。(本人は病気のため委任状への署名ができず、市職員面会による意思確認も困難な心身状態のため)。	

No	請求 年月日	請求内容	決定 年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした 部分と理由	所管課	備 考
32	H26.3.11	請求者の印鑑登録証明書を 請求者以外の者に交付した 記録(H26.3.10からH26.3.11 の期間)	H26.3.14	非開示 (個人情 報の不存 在)			該当記録が存在しないため (請求期間内に印鑑登録証 明書の交付なし)	市民課	
33	H26.3.19	請求者の亡母の要介護度の わかる書類(H19年7月時点 のもの) 要介護度以外の情報は不 要	H26.3.27	部分開示	写しの交 付	請求者の亡母の要介護認 定・要支援認定等決定通 知書(H19年7月時点のも の)	「請求者の亡母の被保険者 番号・要介護認定を受けた 年月日」は、相続に関係し ないので開示不要と請求者 から申し出のあった情報の ため、条例第11条の2第2 号「開示請求者以外の個人 に関する情報」に該当し非 開示	高齢介護 課	死者(亡母)の個人 情報であるが、遺 産相続に関して相 続人(子)が当該情 報が必要になった ために請求したもの である。相続に係る 情報は相続人(子) の個人情報でもあ ると考えられるため 開示請求を受け付 けた。

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
34	H26.3.24	請求者の復職リハビリ勤務等復帰に向けての訓練に関する情報一切	H26.3.28	開示	写しの交付	ア、H23年度 63起案書 「職員の復職リハビリ勤務」 イ、H23年度 154起案書 「職員の復職リハビリ勤務」(中断) ウ、H24年度 254起案書 「職員の業務見学」(依頼) エ、H24年度 366起案書 「職員の業務見学」(報告) オ、H24年度 383起案書 「職員の職場体験」(依頼) カ、H24年度 453起案書 「職員の職場体験」(報告) キ、H25年度 322起案書 「職員の復職リハビリ勤務」 ク、H25年度 373起案書 「職員の復職リハビリ勤務1期」(報告) ケ、H25年度 424起案書 「職員の復職リハビリ勤務2期」 コ、H25年度 584起案書 「職員の復職リハビリ勤務2期」(報告)		人事課	
35	H26.3.24	請求者の住民票の写しを請求者以外の者に交付した記録(H26.3.21からH26.3.24の期間)	H26.3.31	非開示 (個人情報 の不在)			該当記録が存在しないため (請求期間内に住民票の写しの交付なし)	市民課	

個人情報保護運営審議会の状況

個人情報保護制度は、市民と市との間における個人情報の取扱いについてルール化し、市民の基本的な人権を守っていくことを目的としています。そこで、この制度を公正かつ適正に運用し、より発展させていくために、市長の附属機関である「個人情報保護運営審議会」を設置しています。審議会の委員は、市民及び学識経験者の7人で構成されています。

1 個人情報保護運営審議会委員

No.	区分	氏名	職業等	備考
1	学識 経験者	うずいまさこ 臼井雅子	大学教授	H19.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任 会長
2	市民	しまだせつお 嶋田節男	元会社員、 ボランティア	H21.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任
3	学識 経験者	すぎもと 杉本みさ子	元小学校長	H25.2.16就任
4	学識 経験者	たむらはつえ 田村初恵	元損害保険 会社顧問	H23.2.16就任 会長職務代理
5	市民	はにゅうだたかお 羽生田孝雄	行政書士	H23.2.16就任。公募委員
6	市民	みずこしひさよし 水越久吉	社会保険 労務士、行 政書士	H25.2.16就任。公募委員
7	市民	みとへみずえ 水戸部瑞江	民生委員、 児童委員	H23.2.16就任

(敬称略・五十音順)

(任期:平成25年2月16日～平成27年2月15日)

2 審議会の開催内容

開催日	審議内容	
第1回 H25.10.24	諮問第1号	病児・病後児保育事業業務委託 子ども育成課
	諮問第2号	東村山ふるさと歴史館データベース移行及び改修業務委託 ふるさと歴史館
第2回 H25.12.26	諮問第3号	子ども・子育て支援新制度施行に伴う新制度対応版パッケージシステムの導入及び保守管理業務委託 子ども育成課
第3回 H26.2.10	諮問第4号	生活保護受給者金銭管理支援業務委託 生活福祉課

	諮問第 5 号	国民健康保険海外療養費支給申請書等点検等業務委託 保険年金課
第 4 回 H26.3.6	諮問第 6 号	国民健康保険医療費分析並びにジェネリック医薬品促進通知 作成業務委託 保険年金課・健康課
	諮問第 7 号	臨時福祉給付金等支給に係る施設入所児童等の情報共有(個人 情報の収集・外部提供・目的外利用) 東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部

情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

市民による情報公開又は個人情報開示等の請求を、実施機関が非公開、部分公開又は存否応答拒否決定したことに対して、請求者から「不服申立て」がなされたとき、実施機関は原則としてその決定をする前に不服審査会に諮問して答申を得なければなりません。不服審査会は第三者的に適法性を審査する機関です。

現在、弁護士2名・大学教授1名で構成されており、東村山市長から直接委嘱されています。

1 情報公開・個人情報保護不服審査会委員

No	区分	氏名	職業等
1	会長	きのした けんじ 木下 健治	弁護士
2	委員	つじ よういち 辻 洋一	弁護士
3	委員	こ やま ひろかず 小山 廣和	大学教授

(定数3/任期2年：再任を妨げない。)

2 審査会の内容

回	開催日	内容
1	H25.8.2	・24 東不審諮問第2号「東村山市公文書非公開決定処分に対する異議申立て」の審査 ・その他
2	H25.9.9	・24 東不審諮問第2号「東村山市公文書非公開決定処分に対する異議申立て」の審査
3	H25.10.25	・24 東不審諮問第2号「東村山市公文書非公開決定処分に対する異議申立て」の審査
4	H25.11.29	・24 東不審諮問第2号「東村山市公文書非公開決定処分に対する異議申立て」の審査 ・その他

3 諮問等の状況

種 別	異議申立て	新規諮問	年度末時点で 審議中	答申
情報公開請求	0件	0件	0件	1件
個人情報開示等請求	0件	0件	0件	0件

「不服申立て」には、上級行政庁に不服を申し立てる「審査請求」と、上級行政庁がない場合に処分を行った当該行政庁に不服を申し立てる「異議申立て」とがあります。情報公開・個人情報開示等請求に対する実施機関の処分について不服申立てする場合は、異議申立てとなります。

4 答申の状況

平成 24 年 12 月 3 日に「東村山市公文書非公開決定処分に対する異議申立て」が東村山市長に出され、市長は平成 25 年 2 月 19 日に不服審査会へ諮問しました(平成 24 年度東不審諮問第 2 号)。平成 25 年 11 月 29 日に審査会の答申が出され、平成 25 年 12 月 9 日に市長へ答申が送付されました。